



報道発表資料の配付日時 6月11日(金) 10時00分

発表項目 (行事名)	令和2年度(2020年度)定期監査結果報告書(中間)について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
	ありません。	発表場所	
概要	<p>○定期監査結果の報告</p> <p>地方自治法第199条第9項の規定に基づき、6月11日、道議会議長、知事、教育委員会教育長、公安委員会委員長等に報告(提出)しました。</p> <p>○配付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度(2020年度)定期監査結果報告書(中間)の概要 令和2年度(2020年度)定期監査結果報告書(中間) 		
参考	<ul style="list-style-type: none"> 定期監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、実施する監査です。 監査結果を早期に公表し、実施部局における早期の改善を促すため、監査期間中に公表することとしています。 本報告書は、令和2年(2020年)10月から令和3年(2021年)3月に監査を実施し、監査結果を決定した308部局に係る監査結果を内容とした令和2年度(2020年度)中間報告です。 		

報道(取材)に当たってのお願い	質問等がございましたら、下記にご連絡くださるか、事務局までお越しください。		
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		

担当 (連絡先)	<ul style="list-style-type: none"> 監査委員事務局定期監査室監査第一課 <p>電話 011-231-4111 (代表)</p> <p>内線 32-315 (担当: 武田)</p> <p>32-314 (担当: 永井)</p>		
-------------	--	--	--

令和2年度(2020年度)定期監査結果報告書(中間)の概要

1 監査の概要

令和2年度(2020年度)定期監査は、令和2年(2020年)10月から令和3年(2021年)7月において、一般会計、特別会計及び公営企業会計の全417部局を対象に、実地監査又は書面監査により、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合规性のほか、経済性、効率性及び有効性の視点から、入札・契約事務や補助金の執行などに重点を置いて実施している。

2 監査の実施期間及び結果報告対象部局

今回の監査結果報告は、令和2年(2020年)10月から令和3年(2021年)3月にかけて監査を実施し、監査結果を決定した308部局の監査結果を報告するもの。

3 監査結果

是正又は改善を求める事項があった部局は24部局であり、その内容は、指摘事項30件、指導事項36件となっている。

[指摘事項の主な内容]

主 な 内 容
<p>○ 支出負担行為の決定を行わずに私費により支払っているものなど(報告書P3) 【後志総合振興局】 内容： 郵便切手の購入の契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、これを行わずに契約し、私費により支払っているものが、5万5,048円あった。 また、郵便切手の受払いの記録は、受払簿等により行うこととされているが、これを行っていないかった。</p>
<p>○ 減免等申請書を紛失し私費により納税しているもの(報告書P3) 【オホーツク総合振興局】 内容： 自動車税及び自動車取得税の減免等申請書の提出があった場合は、要件の審査を行い、減免に該当したときは、減免の決定を行わなければならないが、減免等申請書を紛失したため、減免の処理を行うことができず、私費により自動車税を納税しているものが、2件、10万6,000円あった。</p>
<p>○ 調定が遅延しているものなど(報告書P4) 【オホーツク教育局】 内容： 歳入の調定は、納入通知書の発行から納期までが、著しく短期間にならないよう、適期に行い、調定の遅延や調定漏れによって、納入義務者の納入が遅延することのないよう留意しなければならないが、調定が遅延しているものや、調定を行ってから直ちに納入通知書を送付していないもの、さらには、納入通知書に記載された納入期限を過ぎてから納入通知書を送付しているものが、115件、460万2,551円あった。</p>
<p>○ 最低制限価格を高く設定したことにより、契約金額が割高となっているもの(報告書P4) 【日高教育局】 内容： トイレ清掃業務委託の契約において、誤って最低制限価格を高く設定したことから、契約金額が割高となっているものが、1件、11万円あった。</p>
<p>○ 失格とすべき者を落札者としているもの(報告書P4) 【釧路教育局】 内容： 日常清掃業務委託契約において、最低制限価格の算出における端数処理を誤り、その価格を低く設定したことから、失格とすべき者を落札者として契約しているものが、1件、372万1,367円あった。</p>

主 　　な 　　内 　　容

○ 委託料の概算払を行っていないもの（報告書P5）

【胆振総合振興局】

内容： 委託料の概算払については、受託者から収支計画を明らかにして請求を受けた場合、委託者は委託業務の処理に必要があると認めるときは、遅滞なく支払をするものとされているが、概算払請求を受けていたにもかかわらず、これを長期間放置し、事業完了により精算払を行っているものが、2件、1,657万8,622円あった。

○ 入札後に予定価格を訂正し契約の相手方を変更しているもの（報告書P5）

【石狩教育局】

内容： 委託業務の契約手続において、入札後に予定価格の積算誤りが判明した際、契約締結前であったことを理由に、入札の効力を取り消すことなく予定価格を訂正し、落札宣言した者とは別の相手方と契約を締結しているものが、2件あった。

○ 失格とすべき者を落札者としているもの（報告書P6）

【根室振興局】

内容： ボイラー等運転管理業務委託契約において、最低制限価格の算出における一般管理費等の積算を誤り、その価格を低く設定したことから、失格とすべき者を落札者として契約しているものが、1件、392万6,670円あった。

○ 消火器の購入が不経済となっているもの（報告書P7）

【渡島教育局】

内容： 道立学校に設置する消火器について、閉校後も消火器を残置し、他の道立学校での活用を検討することなく、新たに購入したことから、不経済な支出となっているものが、1件、13万5,600円あった。

○ 物品の亡失

部 局 名	物 品 名	報告書
留萌高等学校	電子キー	P 5
胆振総合振興局	給油カード	P 5
宗谷総合振興局	デジタルカメラ	P 6
旭川子ども総合療育センター	共通乗車券	P 6
根室振興局	セキュリティーカード	P 6

○ 物品の損傷

部 局 名	物 品 名	修繕費用	報告書
後志総合振興局	公用車	1,283,885円	P 3
オホーツク総合振興局	公用車及びパーソナルコンピュータ	132,869円	P 3
厚岸翔洋高等学校	パーソナルコンピュータ	65,296円	P 4
東川高等学校	パーソナルコンピュータ	154,044円	P 4
胆振総合振興局	公用車及びパーソナルコンピュータ	132,857円	P 5
宗谷総合振興局	パーソナルコンピュータ	121,000円	P 6
根室振興局	公用車及びパーソナルコンピュータ	387,417円	P 6
留萌振興局	公用車	225,775円	P 7
日高振興局	公用車	555,566円	P 7
札幌道税事務所	パーソナルコンピュータ	142,450円	P 8